

平成26年度第6回東京都入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年3月4日（水）から3月11日（水）まで（書類の回議による審議）
委員	公益財団法人東京都歴史文化財団副理事長 岡田 至（委員長） 弁護士 志賀 こず江（委員長職務代理者） 工学院大学建築学部建築学科教授 遠藤 和 義 上智大学大学院法学研究科教授 楠 茂 樹 日本女子大学家政学部住居学科教授 定 行 まり子 弁護士 谷 垣 岳 人 弁護士 若 林 美奈子 計7名（敬称略）
審議事項	施工能力審査型総合評価方式への「地域精通度」を評価する項目の追加について
議案の概要	平成26年6月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の一部が改正され、公共工事の品質確保を図るために、地域における公共工事の担い手の育成及び確保について配慮することが明記された。また、品確法に基づく指針として国は「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年2月公表）を策定し、この中で「総合評価方式の評価項目として地域の精通度を必要に応じて設定していくこと。」を示した。 既に技術力評価型・技術実績評価型総合評価方式においては、地域精通度を評価する項目として「地域における実績」を設定している。 地域のインフラを今後も安定的に整備・維持していくためには、地域に精通した中小企業が活躍しやすい環境を整備していくことが重要であることから、比較的小規模で地域に密接に関係する工事に対し適用する施工能力審査型総合評価方式においても「地域における実績」を評価項目として追加する。
書類の回議による審議結果	施工能力審査型総合評価方式への「地域精通度」を評価する項目の追加について了承する。
委員からの意見等の概要	○ 本評価項目は、既に技術力評価型・技術実績評価型総合評価方式において、設定している項目であり、品確法の改正の主旨を踏まえると、施工能力審査型総合評価方式にも適用することは望ましいと思う。 ○ 配点バランスによっては、地域における実績を有する事業者が過度に有利となる恐れがあるが、今回の配点はそれほど比重が高くないので問題ないと思われる。